

公益財団法人メイト公徳体財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人メイト公徳体財団と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県和気郡和気町に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、スポーツ活動を通じて、徳育・知育・体育の成長を図り、世界に通用する豊かな人格の涵養と自ら学び、個性を伸ばし、心身ともにたくましく、社会の発展に寄与し、誇りを持てる青少年を育成することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団を含む各種スポーツ団体への助成活動
- (2) スポーツ活動における監督・指導者等を対象とした講演会等の実施
- (3) その他、目標を達成する為に必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規定（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてはこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により次条に定める資産運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 前2項の書類(定款を除く。)については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

- 第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 特定費用準備資金及び資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める資産運用規定による。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評 議 員

(定 数)

- 第14条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選 任 等)

- 第15条 評議員の選任及び解任は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員であるもの。
 - ニ 次に掲げる団体においては、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事、又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権 限)

- 第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定める個別の権限を行使する。

(任 期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期の満了により退任した後も、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬 等)

- 第18条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、役員等報酬規程に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 前項に規定するほか、評議員には、その職務を行なう為に要する費用を支給することができる。

第2節 評 議 員 会

(構成及び権限)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡、又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)に規定する事項及びこの定款に定める事項
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

- 第 2 1 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会の招集の手続きを行わなければならない。
- 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

- 第 2 2 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

- 第 2 3 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定 足 数)

- 第 2 4 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第 2 5 条 評議員会の議事は、「一般社団・財団法人法」第 1 8 9 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第 2 6 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 2 7 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

- 第 2 8 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上6名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 監事は、この法人の理事、又は使用人を兼ねる事は出来ない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者、又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事、又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、その行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事、又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報 酬 等)

- 第36条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、役員等報酬規程に定める基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 前項に規定するほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己、又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
- (2) 自己、又は第三者のためにするこの法人との取引。
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第38条 この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び相談役)

第39条 この法人に名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。

3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第40条 名誉会長及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるができる。

第2節 理 事 会

(設 置)

第41条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時、及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第38条の責任の免除

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

- 第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

- 第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第49条 理事、又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第32条第3項の報告には適用しない。

(議 事 録)

- 第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第55条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（法令に定める軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団法人・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、「一般社団法人・財団法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体、又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第57条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備置き帳簿及び書類)

第59条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿、及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第61条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 会員

(会員)

第60条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公 告）

第63条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

（委 任）

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は赤岩達重とする。